

土木工事特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- ①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出

日) 以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が5,000万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(事故報告書) 【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理(主任)技術者氏名

(徳島県土木工事施工管理基準(案)に関する変更使用事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準(案)令和6年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2.適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(工事成績評定の選択制)

第4条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7.法令遵守等』」又は、考査項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8.法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第5条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適

当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第6条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

- 第7条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行)

- 第8条** 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
 - 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
 - 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
 - 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第9条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（オンライン電子納品）

第12条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（週休2日確保工事）

第14条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日（土日）の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

(暫定単価方式の試行)

第15条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

(本工事の特記仕様事項)

第16条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

仕様書

第1節 総則

1-1 適用

本仕様書は、徳島県が発注する「水防情報伝達システム」の設計、製作、据付工事に適用する。

1-2 適用の範囲

契約範囲は、本仕様書に基づくシステムの設計・製造および接続・調整・検査までの一切とする。なお、既設設備との接続が発生する場合には、既設設備との対向調整を行い、「水防情報伝達システム」の機能・性能を維持するものとする。

1-3 工事箇所

本業務の工事場所は、設計図書及び別途指示によるものとする。

1-4 工事の範囲

工事の範囲は、契約書及び本仕様書に基づく各設備の設計・製作・運搬・施工・据付及び調整試験と竣工検査合格までの費用を含むものである。

1-5 提出書類

(1) 承認図書

製作に先立ち、本仕様書に基づいて詳細な打ち合わせを行い、製作図面及び機器仕様書等を指定する期日までに提出し、あらかじめ承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- ・システム系統図
- ・装置構成ブロック図
- ・機器構成寸法図
- ・機器仕様書
- ・その他、必要と思われるものについては、監督員と協議の上決定する。

(2) 完成図書

工事が完成した時には、完成図書として次の書類をすみやかに提出するものとする。

- ・工事月報及び工事工程写真
- ・工事工程記録及び工事完成写真
- ・工事完成図書
- ・試験成績書
- ・取扱説明書
- ・その他、必要と思われるものについては、監督員と協議の上決定する。

1-6 検査

次に示す検査を受けなければならない。この検査にかかる日程、内容及び検査方法については監督員と打ち合わせるものとし、検査に必要な費用、測定器類及び人員などは乙が準備する。

ただし、監督員との協議により、書類検査にかえることができる。

(1) 工場検査

機器の製作完了後、工場において立会検査を行う。

(2) 中間検査など

監督員は、工事の途中において中間検査または必要に応じてその他の検査を行なうことがある。また、本工事施工に際し、設置後容易に点検できない配管やその他の施工箇所は、原則としてその過程において、監督員の点検又は立ち合いを求めなければならない。

(3) 完成検査

現地据付完了後、工事竣工検査前に完成検査を行う。

(4) 引き渡し検収

工事竣工検査の合格をもって引き渡しの完了とする。

1-6 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する十分な施策をなし、管理しなければならない。

また、工事車両の出入りの際は、他の車両等の通行の妨げにならない様に配慮するとともに、安全対策を十分に講じること。

1-7 保証

保証期間は工事完了後 1 ヶ年とし、この期間中に生じた故障で受注者の責任と見なされるものについては、速やかに無償で修理または交換することとする。

また、特に重大な故障については、本期間経過後であっても、協議の上で修理、交換を行わせることがある。

1-8 別工事との関連

機器の製作・据付・調整にあたり、別途計画される各種工事との関連が生じた場合は、監督員の指示を受け、目的とする本システムの施工に遅滞を生じさせないように、関連者と十分協議の上、円滑に施工することとしなければならない。

1-9 技術指導

工事完了後において、システム全体の機能説明及び運用、保守について必要な説明書を作成の上、十分な技術指導と技術・運用方法の教育を行うものとする。

第2節 システム構成と概要

1-1 システムの構成

徳島県水防情報伝達システムのうち、水防テレメータ部分の構成は、「別図-1 機器構成図」のとおりとする。

1-2 システムの概要

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは無線機器（テレメータ設備）を介して送信されている。このテレメータ設備については、設置から長年経過しデータの欠測等不具合も確認され更新が必要となっている。これに伴い、無線規格を現状の国電通仕第 21 号から 54 号のテレメータ装置に改良することで情報が短時間で収集でき、よりリアルタイムに近い情報提供が可能となるため、無線規格を移行するとともに老朽化している機器の更新を行うものとする。また、正木ダムテレメータシステムにおいては放流警報システムと回線共有をしているため、国電通仕第 21 号での更新を行うものとする。

第3節 機器構成

本仕様書の機器構成は、「別表-1 機器構成一覧表」のとおりとする。

第4節 機能仕様（国電通仕第 5 4 号）

3-1 観測収集方式

(1) 通常観測

観測局装置は、時刻制御機能の時刻を基に、設定された観測時刻に計測装置（センサ）からの観測データを取り込み蓄積し、設定された伝送時刻（タイムスロット）に観測データを送信する。

- 1) 観測局の観測データの取り込み間隔は正定時を基準として 1 分、5 分、10 分、30 分及び、1 時間間隔に設定可能とする。また、取り込んだ観測データについて過去 10 回分を蓄積する。
- 2) 観測局の観測データの送信間隔は正定時を基準として 5 分、10 分、30 分及び、1 時間間隔に設定可能とする。
- 3) 観測間隔及び送信間隔は、観測装置で設定可能とする。
- 4) 観測データの送信は、最新値及び蓄積された過去の観測データを設定により最大 10 回分まで送信できるものとする。

3-2 伝送方式

- (1) 通信方式
- (2) 伝送方式

単方向通信方式

- 1) 符号方式
- 2) 同期方式
- 3) 変調方式
- 4) 伝送速度
- 5) 伝送速度偏差
- 6) 中心周波数

NRZI 等長符号方式
非同期方式
周波数変調方式
1200bps または 200bps
 $\pm 5 \times 10^{-5}$ 以下
1200bps : 1700Hz

- 7) 周波数偏移幅
- 8) 周波数偏移方向

中心周波数 ± 400 Hz (1200bps)、 ± 100 Hz (200bps)
マーク : -400 Hz (1200bps)、 -100 Hz (200bps)
スペース : $+400$ Hz (1200bps)、 $+100$ Hz (200bps)

- 9) 送信周波数精度
- 10) 誤り検出方式
- 11) 符号構成

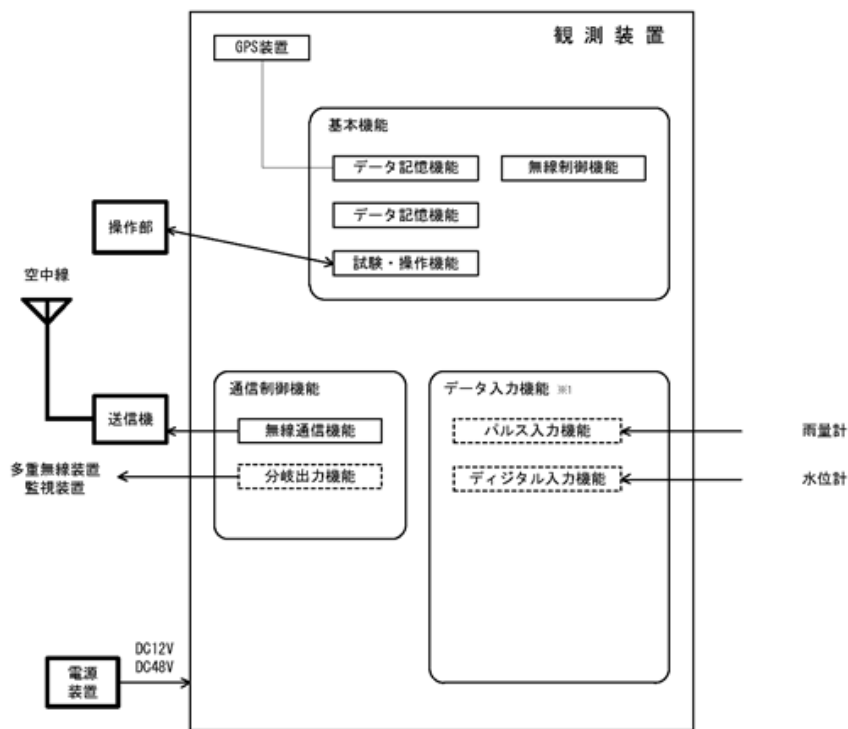
± 10 Hz 以下 (1200bps)、 ± 6 Hz 以下 (200bps)
16 ビット サイクリックコード符号
J I S X 5203 [システム間の通信及び情報交換—ハイレベルデータリンク制御 (HDL C) 手順] に準ずる。

3-2 テレメータ観測装置 (小容量)

国電通仕第 54 号 観測局装置 (小容量) による他、特記事項および付加機能は以下によるものとする。

- (1) 局構成

標準的な観測局の機能ブロック図を示す。



※1 データ入力機能は、最大2量まで実装可とします

- (2) 基本機能

観測装置の仕様は、次のとおりとする。

- 1) 構造 : 壁掛型防湿筐体
- 2) 外形寸法 : 壁掛型防湿筐体

(W)270×(H)500×(D)245mm 程度 (取付金具を除く)

- 3) 塗装色 : マンセル記号 5Y7/1 シボ
- 4) 電源電圧 : DC-12V

(3) 付加機能

本装置は、下記の機能を有するものとする。

- 1) パルス入力機能 : (対象) 宮前雨量水位
- 2) デジタル入力機能 : (対象) 宮前雨量水位

(4) 特別付加機能

本装置は、下記の機能を有するものとする。

- 1) アドレス変換中継機能 : (対象) 宮前雨量水位

本機能は、対象観測局 (寺谷 5 4 号観測局) からのデータを受信し、予め定められた局番に変換し監視局へ送信する機能を有する。変換可能な対象局は、5 局までとする。

(5) その他

正定時毎の上位設備への観測データ配信を、他システム等からの混信対策として 2～3 回までの連続送信に対応可能なものとする。

3-3 無線装置

国電通仕第 22 号に準拠するものとし、下表の無線装置を観測装置に実装する。

- 1) 送信周波数 : 70MHz 帯の指定周波数
- 2) 送信出力 : 3W

また、1W 未満の出力については 1W 無線機に固定減衰器を挿入して行うものとする。

0.5W : 3db (ATT)

0.2W : 7db (ATT)

0.1W : 10db (ATT)

0.01W : 20db (ATT)

国電通仕第 22 号に準拠するものとし、宮前アドレス変換中継局へは下表の無線装置を観測装置に実装する。

- 1) 受信周波数 : 70MHz 帯の指定周波数

3-4 空中線装置

(1) 空中線

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

- 1) 形式 : 5 素子八木型
- 2) 周波数 : 70MHz 帯
- 3) インピーダンス : 50 Ω
- 4) その他 : 取付金具を含めること。

(2) 同軸避雷器 (無線装置用)

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

- 1) 形式 : 同調型
- 2) 周波数 : 70MHz 帯
- 3) インピーダンス : 50 Ω
- 4) 挿入損失 : 0.5dB 以下
- 5) 定在波比 : 指定周波数において 1.2 以下

(3) 同軸避雷器 (GPS 用)

- 1) インピーダンス : 50 Ω
- 2) 挿入損失 : 0.3dB 以下
- 3) 定在波比 : 1.2 以下

3-5 電源装置

(1) 直流電源装置

国電通仕第 26 号に準拠するものとし、仕様は以下のとおりとする。

- 1) 形式 : KR-12
- 2) 冷却方式 : 自然冷却
- 3) 定格 : 連続
- 4) 交流入力 : AC100V±10%, 60Hz, 1φ
- 5) 直流出力 : DC12V 10A
- 6) 鉛蓄電池 : MSE 型 100Ah

(2) 耐雷トランス

- 1) 入力電源 : AC100V±10%, 60Hz, 1φ
- 2) 出力電源 : AC100V±10%, 60Hz, 1φ
- 3) 容量 : 1KVA
- 4) 構造 : 据置型

3-6 計測装置

(1) データロガー

- 1) 入力信号 : パルス信号 雨量 1mm
- 2) 記録間隔 : 1分、2分、5分、10分、15分、20分、30分、60分
- 3) 記録媒体 : SD または CF カード

(2) 水晶水圧式水位計 (センサー)

- 1) 測定範囲 : 0~10m
- 2) 精度 : ±0.05%FS
- 3) 動作電源電圧 : DC12V
- 4) 材質 : SUS316L
- 5) センサケーブル : 付属

(3) 水晶水圧式水位計 (水位変換器)

本装置は、特定小電力無線受信機や有線式水晶水圧式水位計 (センサー) と接続し水位を測定するとともに、各種出力・記録を行うものとする。

- 1) 表示機能 : LCD (タッチパネル付)
- 2) 操作機能 : タッチパネルによる操作
- 3) 処理機能 : 平均演算 無し 連続 (1秒)
移動 20秒、1分、5分、10分 (1秒毎)
移動 20秒、1分、5分、10分 (2秒毎)
加重 5秒、10秒、15秒 (1秒毎)
レベル加減算 -999.999m ~ +999.999m
大気圧補正 (標高と気温による気体密度の補正)
加速度補正 (設置地域による重力加速度の補正)
密度補正 (水温による水密度の補正)
- 4) 時計機能 : 月差±30秒以内 (バックアップ付き)
- 5) 入出力機能 : センサ入力×1量、BCD出力×1量
- 6) その他 : SD カードスロットあり
- 7) 動作電源電圧 : AC100V 50/60Hz または DC12V
- 8) 構造 : 19 インチ JIS ラック組み込みユニット型
- 9) 材質 : SECC
- 10) 塗装色 : マンセル 5Y7/1
- 11) 寸法 : 480 (W) × 100 (H) × 300 (D) mm 程度 (突起部は含まず)

4-1 既設テレメータ監視装置（現用・予備）改造

国電通仕第 54 号 監視局装置による他、観測局の更新に伴い、以下の改造を行うものとする。

(1) 局追加

1) 観測局データ収集機能改造

54 号で更新される観測局について、復調変換部、各 V-I 中継装置経由で正定時ごとに受信できるよう局を追加するものとする。

2) タイムスケジュール管理機能改造

54 号で更新される観測局について、各観測局の送信時間、局間時間、回線切替時間、中継局の動作時間などの時間管理を行い、システムとして重複のないタイムスケジュール管理を行い、局を追加するものとする。

3) タイムスケジュール登録機能改造

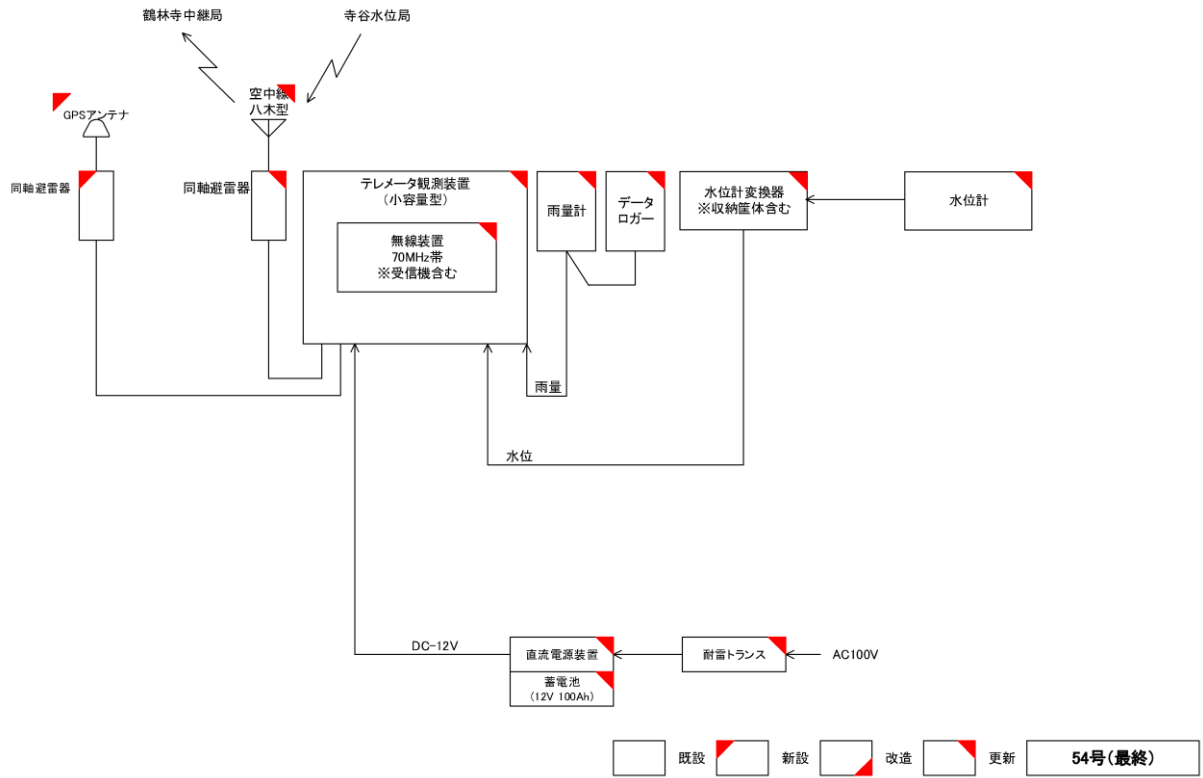
54 号で更新される観測局について、各観測局の送信時間、局間時間、回線切替時間、中継局の動作時間などの各種時間情報をタイムスケジュール管理機能に登録するとともに復調変換部が必要な回線切替時間などの時間情報を送るため、局を追加するものとする。

(2) 局削除

1) データ入力機能改造

入力される観測データより、21 号観測局の局削除を行うものとする。

別図—1 機器構成図



宮前雨量水位局 機器構成図

別表一 1 構成品目表

品名	規格	新町水位	法花雨量水位	山上水位	沖ノ島水位	宮前雨量水位	打樋川排水機場	横瀬雨量水位局	県庁統制局	備考
1. テレメータ観測局装置	国電通仕第 54 号									
観測装置	小容量型	1	1	1	1	1	1			
基本機能										
無線制御機能		1	1	1	1	1	1			
時刻制御機能		1	1	1	1	1	1			
データ記憶機能		1	1	1	1	1	1			
試験・操作機能		1	1	1	1	1	1			
通信制御機能										
無線通信機能		1	1	1	1	1	1			
データ入力機能										
パルス入力機能	付加機能		1			1				
デジタル入力機能	付加機能	1	1	1	1	1	2			
アドレス変換中継機能	特別付加機能					1				
GPS 装置		1	1	1	1	1	1			
筐体及び電源部		1	1	1	1	1	1			
添付品		1	1	1	1	1	1			
2. 計測装置										
転倒ます型雨量計			1			1		1		
雨量計ロガー			1			1		1		
水晶水圧式水位計		1		1	1	1	2			
水晶水圧式水位計 (特定小電力無線)			1							
3. 無線装置										
送信機(70MHz 帯 0.5W)							1			
送信機(70MHz 帯 1W)			1		1					
送信機(70MHz 帯 3W)						1				
送信機(70MHz 帯 5W)		1		1						
受信機(70MHz 帯)						1				
4. 空中線装置										
70MHz 帯 3 素子八木型					1		1			
70MHz 帯 5 素子八木型		1	1	1		1				
同軸避雷器 (無線装置用)		1	1	1	1	1	1			
同軸避雷器 (GPS 用)		1	1	1	1	1	1			

第5節 施工計画書の作成

テレメータ施設改修工事における施工内容、および施工フローについて以下に示す。

5-1 施工内容

- (1) 準備工
 - ・設計図書および現地を確認し、設備の仕様や数量等の整合性の照査を行う。
 - ・搬出、搬入方法や施工手順を計画し、作業員の確保や資機材の手配等の準備を行う。
- (2) 機器撤去
 - ・欠測となっても支障のないように、施工時期は非出水期とする。
 - ・撤去した機械・材料等については、処分方法を事前に監督職員と協議し、承諾を得た上で適正に処分する。また、現場発生品調書を作成し、監督職員に提出する。
- (3) 機器搬入
 - ・工場試験完了後、工場よりトラックにて現地に搬入する。また社内試験を行い、その結果について試験成績書を作成する。
 - ・搬入に際しては、観測局等既設設備や周辺施設に損傷を与えないように十分留意し、必要に応じて養生処理を行い、その保護をはかる。
- (4) 空中線据付
 - ・空中線の据付は、据付高さ、相手局方向および偏波面を確認してから施工する。
 - ・空中線の据付方向が変化しないよう適合する取付金具を用いて堅固に固定する。
 - ・空中線や取付金具が変更となる場合は、パンザマストの強度試験を実施し、強度確認を実施する。
- (5) GPS 装置据付
 - ・GPS アンテナは、衛星からの信号を常時受信できる場所で、衛星通信を遮断する障害物（樹木、建物）がない位置に設置する。
- (6) 雨量計据付
 - ・雨量計の設置位置は、現況設置箇所とする。
 - ・雨量計は、水平に設置するものとし、アンカーボルトまたはボルトにて堅固に固定する。
- (7) 水位計据付
 - ・水位計設置は、現況保護管内とし、零点高は既設に合わせる。なお、零点高が変更となる場合は、監督職員と協議の上、決定する。
 - ・センサー保護管内は洗浄し、センサー保護管先端の土砂（ヘドロ）を洗い流すものとする。
 - ・量水板の設置は、周囲から見やすい箇所とし、アンカーボルト等で堅固に固定する。
- (8) 機器据付
 - ・機器据付は、地震時の水平移動、転倒、落下等の事故を防止できるよう耐震処理を行うものとし、場合によっては、アンカー等で堅固に固定する。
 - ・各局にて既設機器の運用に支障のないように留意して施工を行う。
- (9) 配管、配線作業
 - ・配管への通線時はケーブルが損傷しないように留意して施工する。
- (10) 機器調整
 - ・機器の調整は、単体調整及び総合調整を行うものとし、機器の性能が発揮できるまで入念に行い、特記仕様書、機器承諾図書の性能を満足することを確認する。

5-2 施工フロー

施工フローについて以下に示す。なお、雨量計・水位計の据付については、該当する局のもとする。

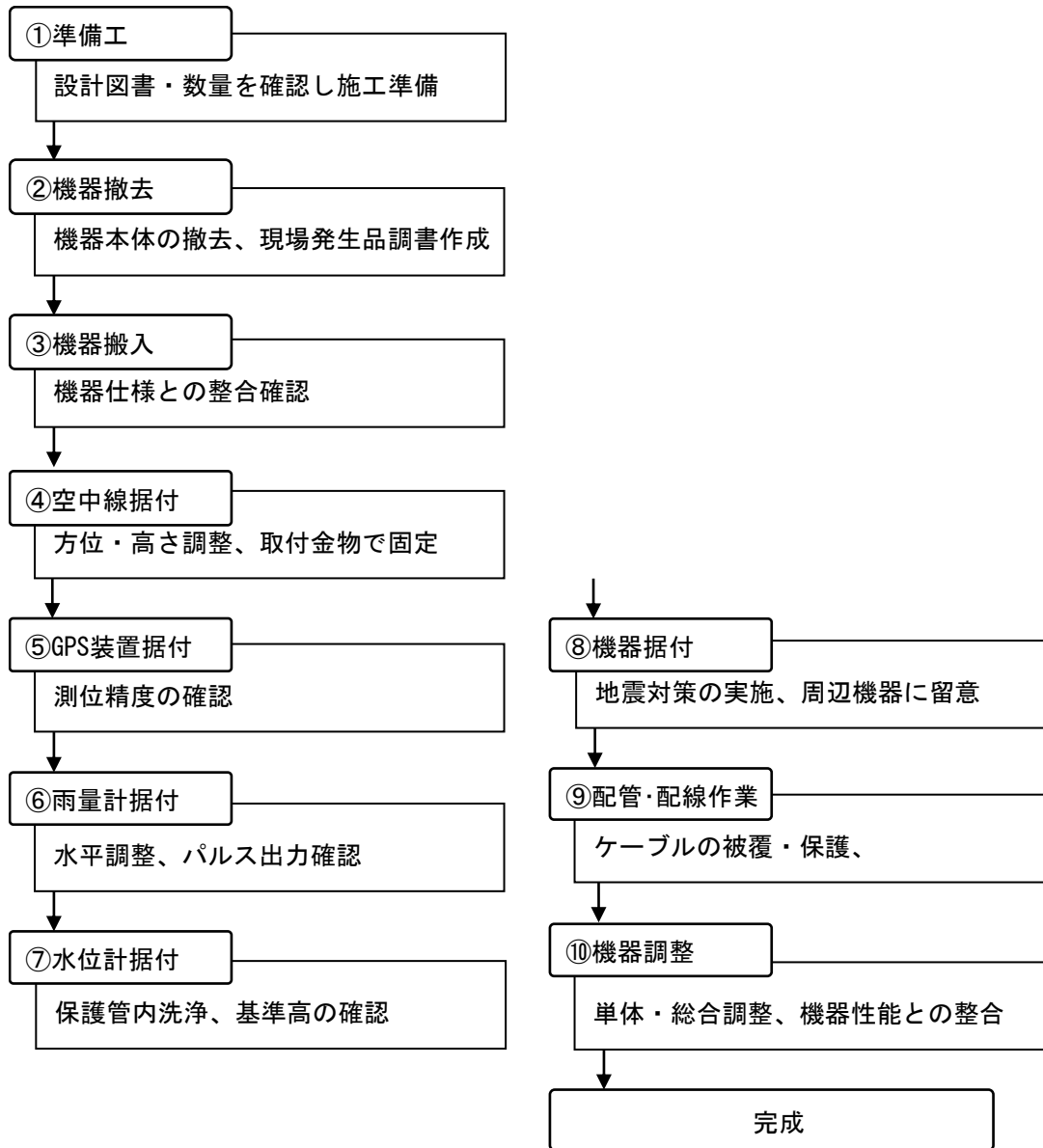


図 1 施工フロー